

山形県県民参加型再生可能エネルギー事業登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、山形県県民参加型再生可能エネルギー事業登録制度を実施することにより、県民参加型の再生可能エネルギー事業を支援し、もって再生可能エネルギーの地域導入に関する県民の理解の促進及び県民の参加意識の醸成を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「再生可能エネルギー事業」とは、再生可能エネルギー設備を用いて発電する事業又は再生可能エネルギー熱を活用する事業をいう。

2 この要綱において「県民」とは、県内に住所を有する個人又は県内に主たる事務所を有する法人その他の団体をいう。

3 この要綱において「住民主導型再生可能エネルギー普及促進事業」とは、県内各地の住民や住民による組織が主体的かつ自主的に再生可能エネルギー事業に関わる活動の普及促進を図るために行う次の取組みを内容とする事業とする。

(1) 県民参加型再生可能エネルギー事業に関するセミナー及び学習会

(2) 前号以外の再生可能エネルギー事業に関するセミナー及び学習会

(3) チラシ、マスコミ等を活用した再生可能エネルギー事業のPR

(4) 県民参加型再生可能エネルギー事業の実施を検討している個人、企業、団体等への支援（左記個人、企業、団体等への補助金交付を除く）

(5) その他、再生可能エネルギー事業の普及を図るために知事が特に認めるもの。

(県民参加型再生可能エネルギー事業の登録)

第3条 知事は、次に掲げる要件に該当する再生可能エネルギー事業を、その申請により、県民参加型再生可能エネルギー事業として登録することができる。

(1) 発電又は熱利用事業が県内で実施されること。

(2) 発電所又は熱利用設備設置に当たり、県民が参画できる方法で募集した資金又は役務の提供を受けること。

(3) 前号の資金又は役務を提供する県民の数が10以上であること。

(4) 第2号の資金又は役務を提供した県民に対し、相応の配当、返礼等の利益の還元が行われること。

2 前項の登録（以下単に「登録」という。）の申請をしようとする者は、知事が別に定める申請期間に、登録申請書（別記様式第1号）を知事に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 出資者リスト、寄付者リストなど申請に係る再生可能エネルギー事業への県民の参加状況を記載した書類

(2) 誓約書（別記様式第2号）

(3) その他知事が必要と認める書類

4 知事は、登録をした場合においては、申請者に対し、その旨を通知するとともに、登録証を交付するものとする。

5 知事は、申請に係る再生可能エネルギー事業が第1項各号に掲げる要件に適合しないと認める場合においては、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

(登録の公表等)

第4条 知事は、登録をしたときは、登録事業を行う者（以下「登録事業者」という。）及び登録事業の概要をインターネットの利用その他の適切な方法により公表する。

2 登録事業者は、登録事業者である旨の表示をすることができる。

3 何人も、登録を受けていない再生可能エネルギー事業について登録事業者である旨の表示をし、又は登録事業者であると誤認する表示をしてはならない。

(協力、報告、助言等)

第5条 登録事業者は、住民主導型再生可能エネルギー普及促進事業を実施する事業者と連携を図り、相互に協力して、県民参加型再生可能エネルギー事業の普及拡大を図る取組みを行うものとする。

2 知事は、登録事業者に対し、登録事業に関して必要な限度において報告若しくは資料の提出を求め、又は適正な実施を図るため必要な助言をすることができる。

(登録の取消し)

第6条 知事は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

(1) 第3条第1項各号に掲げる要件に適合しなくなったとき。

(2) 前条第1項の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出したとき。

(3) 前条第2項の規定による報告又は資料の提出を求められて、報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

(4) 偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。

(5) 前4号に掲げるもののほか、登録事業者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員が自己、自団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等したと認められるとき。

ニ 役員が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

2 知事は、前項の規定に基づき認定を取り消したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該登録の取消しを受けた者に通知しなければならない。

3 第1項の規定により認定を取り消された者は、速やかに、知事に登録証及び登録事業者である旨の表示物を返還しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、県民参加型再生可能エネルギー登録事業の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月19日から施行する。

【別 記】
様式第1号

年 月 日

山形県知事 殿

申請者
住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者氏名

山形県県民参加型再生可能エネルギー事業登録申請書

山形県県民参加型再生可能エネルギー事業登録制度実施要綱第3条第2項の規定により、県民参加型再生可能エネルギー事業の登録を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 再生可能エネルギー事業の名称	
2 再生可能エネルギー設備の所在地	
3 再生可能エネルギー事業の種別、規模及び内容	発電・熱利用・熱電併給（いずれかに○をすること） 規模 kW ※事業の内容を明記すること。 例：（太陽光・風力・バイオマス・地中熱・太陽熱・雪氷熱等）を利用した○○事業
4 添付書類	(1) 県民の参加状況を記載した書類 (2) 参画県民へ配当、返礼等の利益の還元状況を記載した書類（※）
5 担当者連絡先	所属・氏名： 所在地： 電話番号： E-mail：
6 備考	

（※）還元予定の場合は、確認方法として、今後還元することを確認できる書類（議事録、収支計画書、参画者宛て確約書など）を添付すること。

様式第2号

誓約書

年 月 日

山形県知事 殿

申請者 所在地
名 称
代表者

申請者が下記のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

記

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (2) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者その他の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められるもの
- (3) 法人でその役員のうち前2号のいずれかに該当する者のあるもの